

沿岸広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年8月24日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 路線名 久慈岩泉線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻51番1地先から40番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成22年8月24日から同年9月24日まで